

# 公用車売払いのお知らせ

## 習志野市公用車（霊柩車）一般競争入札売払

### 実施要領・関係資料

入札に参加を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただき、内容を十分把握したうえでご参加ください。

■入札参加申込期間

令和4年9月21日（水）から令和4年10月4日（火）

■入札書提出期間

令和4年10月13日（木）から令和4年10月20日（木）

■開札日時

令和4年10月24日（月）午前10時

■開札場所

市庁舎2階 会議室2-3

## 習志野市

健康福祉部 社会福祉課

## 1 入札物件名

日産 霊柩車

## 2 引渡場所

習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市庁舎

## 3 履行期限

令和4年12月9日(金)

## 4 売払物品

別紙「習志野市公用車売却個別仕様書」のとおり

## 5 一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 個人・法人の別を問わず、また、市内・市外を問わない。
- (2) 令和3年度(法人においては直近の事業年度)の都道府県民税及び市区町村税を滞納していない者
- (3) 個人にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 成年被後見人又は被保佐人。
  - ② 破産者で復権を得ない者
- (4) 習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条各号に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。(法人の場合は、法人の役員。)

このことを確認する必要がある場合には、習志野警察署へ照会を行う。照会をかけるにあたり、個人または法人の役員の「氏名(ふりがな)、生年月日、性別及び住所」の提供を求めることがある。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないほか、次の各号に該当しない者であること。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本入札の開札6カ月以内に手形、小切手の不渡りを出した者
  - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き決定がされていない者
  - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者

## 6 入札の申し込み

### (1) 申込書について

本市ホームページに掲載する「公用車売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」の他、いずれも発行から3カ月以内の次の書類を同封し、郵送で提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

#### ① 個人の場合

- ・住民票の写し
- ・個人の印鑑証明書
- ・納税証明書(令和3年度の都道府県民税及び市区町村民税)
- ・同意書(様式第3号・未成年者、被保佐人、被補助人のみ)

#### ② 法人の場合

- ・履歴事項全部証明書
- ・法人の印鑑証明書
- ・納税証明書(直近の事業年度分の都道府県民税及び市区町村税。法人の所在地のもの)

### (2) 申込の期間及び送付先

令和4年9月21日(水)から令和4年10月4日(火)【必着】

期限までに郵送すること。

#### ■申込書の送付先

〒275-8799

「習志野郵便局留」習志野市 健康福祉部 社会福祉課 葬祭霊園係 行

「**公用車一般競争入札 申込書**在中」と赤字で明記し、裏には住所又は所在地及び氏名又は商号・名称を記載すること。

### (3) 資格要件の審査

資格要件を満たしていない者には、物品売り払いに係る一般競争入札参加不適格理由書を送付する。

資格要件を満たしている者には、物品売り払いに係る一般競争入札参加受付書を送付する。

入札参加を確認した場合は、その旨を電子メール(電子メールアドレスがない場合は電話連絡)によりお知らせする。

お知らせ及び入札参加資格者証の送付がない場合は、必ず令和4年10月5日(水)に社会福祉課へ連絡すること。

## 7 一般競争入札に関する質疑

一般競争入札に関して質疑がある場合は、習志野市ホームページに掲載の質問書の様式に質問内容を記入し、習志野市健康福祉部社会福祉課へ電子メール(電子メールアドレス

スがない場合はファクシミリ)で提出し、必ず電話にて電子メールまたはファクシミリの到達を確認すること。

入札参加申請をした者のみ、質問をすることができる。

(1) 質問書の提出期間

令和4年10月5日(水)から令和4年10月6日(木)【必着】

(2) 質問への回答

令和4年10月12日(水)に入札参加者全員に対し、電子メール(電子メールアドレスがない場合はファクシミリ)にて送付する。質問がない場合は通知しない。すべての質問に対する回答を、入札参加者全員に送付する。回答に特別時間を要する場合は、別途通知する。

## 8 売却車両の下見

入札物品公開は、次の期間、次の場所において行う。

(1) 期間

令和4年10月5日(水)から令和4年10月7日(金)まで  
午前9時から正午、午後1時から4時

(2) 場所

習志野市役所 習志野市鷺沼2丁目1番1号

物品の確認を希望する者は、事前に氏名及び確認を希望する日時を社会福祉課へ連絡すること。電話での車両に関する質問は一切応じない。

## 9 入札書の提出・記入方法

入札は、入札参加受付書を交付された者しか行うことはできない。

(1) 入札方法

本入札は郵送のみとする。

(2) 入札書について

①習志野市ホームページの本実施要領掲載場所に掲載する様式を使用し、別紙「郵便入札による入札書の提出について」に従うこと。

■入札書の送付先

〒275-8799

「習志野郵便局留」習志野市 健康福祉部 社会福祉課 葬祭霊園係 行

「**公用車一般競争入札 入札書在中**」と**赤字**で明記し、裏には住所又は所在地及び氏名又は商号・名称を記載すること。

- ② 入札書は、郵送とする。郵送以外の入札書は無効とする。また、令和4年10月13日(木)より前に到達した入札書も無効とする。
- ③ 郵送の方法は普通郵便でなく、書留、簡易書留のいずれかによるものとする。

- ④ 「入札書在中」と書かれた封筒は、開札まで開けることはできないため、入札書の差し替えはできない。
- ⑤ 入札金額は、見積もった契約希望代金の110分の100に相当する額とすること。(消費税額及び地方消費税額を抜いた額とすること。)なお、実際の契約金額は、入札金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額となる。
- ⑥ 入札金額はアラビア数字で記載し、金額の頭に「¥」を付けること。
- ⑦ 入札書提出期限までに到達しなかったものは無効とする。

### (3) 入札書提出期限

令和4年10月13日(木)から令和4年10月20日(木)【必着】

### (4) 入札書到着の確認

入札書の送付を確認したら、その旨を電子メール（電子メールアドレスがない場合は電話もしくはファクシミリ）で通知する。

通知がない場合、必ず令和4年10月21日(金)に社会福祉課へ連絡すること。

## 10 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

## 11 辞退

- (1) 入札書送付前であれば、入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、必ず辞退届を持参により提出すること。

## 12 未提出の取扱い

入札書提出期限までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、辞退として取扱う。

## 13 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後又は契約締結後にその事実が判明した場合も無効とする。

- (1) 入札を行う資格を有しない者の行った入札
- (2) 指定した入札書以外を使用した入札
- (3) 入札参加受付書の交付を受けていない者の入札
- (4) 記名押印を欠く入札書による入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札最低価格を下回った金額による入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札

- (9) 応募要領に違反した入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 14 再入札

再度入札は行わない。

#### 15 開札

開札は、入札会場において行う。

##### (1) 日時

令和4年10月24日(月) 午前10時

##### (2) 場所

習志野市庁舎 2階会議室2-3

##### (3) 開札立会人

開札立会は、参加受付を行った1者につき1名とする。

開札立会を希望する場合、10月21日(金)午後3時までに、その旨を電子メール(電子メールアドレスがない場合は電話もしくはファクシミリ)で連絡すること。様式は問わない。

開札立会の連絡を本市が確認した場合は、その旨を電子メール(電子メールアドレスがない方は電話連絡)により10月21日(金)午後3時までに連絡する。

本市からの連絡がない場合、同日午後5時までに社会福祉課へ連絡すること。

入札会場には、事前に連絡のあった者のみ入室することができる。

入室した者の中から2名を開札立会人として指名し、開札終了後、開札立会人は確認書に署名していただく。

2名の立会が得られないときは、入札事務に関係のない市職員を開札立会人とする。

##### (4) 新型コロナウイルス感染症に係る注意点

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開札会場に来る際は以下の点に留意すること。

- ①入室できる人数を入札参加者1者につき1名とする。
- ②入室の際、検温・手指消毒を実施し、体温が37.5度以上の方の入室をお断りする。
- ③入室の際、マスクを着用すること。
- ④発熱、咳等の症状がある方は、来場を遠慮すること。

#### 16 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。

- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上のときは、入札者(入札参加者)がくじ引きで決定するものとし、この場合において入札者はくじ引きを辞退することができないものとする。
- (3) 当該入札者が開札会場にいない場合、代わりに入札事務に関係のない市職員がくじを引き、決定する。

#### 17 異議の申し立てについて

- (1) 応募要領、売払要件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 開札終了後、連合等の疑いが生じたときは、市の執る措置に従い、異議を申し立てることができない。
- (3) 開札の進め方や入札の無効の取扱いについて、市の執る措置に従い、異議を申し立てることはできない。

#### 18 注意事項

- (1) 参加申請書類に不備がある場合は補正を命じるので直ちに訂正すること。申請期間内または市が指定した日までに訂正されない場合は受理できない。
- (2) 参加申請後、不正があったことが確認された場合、申請を取消すことがある。

#### 19 落札者決定の通知

落札者には速やかに、落札者に決定した旨の通知を書面で行う。

#### 20 契約の締結

- (1) 落札者は、令和4年10月31日(月)までに別添公用車売買契約書を習志野市健康福祉部社会福祉課に提出して契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者は、令和4年11月1日(金)までに契約代金の全額を市が発行する納入通知書により納付しなければならない。なお、契約金額は入札金額に消費税及び地方消費税額を加算した額となる。
- (3) 落札者は、物品引渡しの完了以前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。
- (4) 落札者は、入札物件に経年劣化や損傷個所が存在することを容認して本売払物件を買受けるものであり、いかなる経年劣化や損傷個所が存在したとしても同存在は契約不適合に該当するものではなく、売主に対し追完請求、減額請求、解除、損害賠償等の一切の責任を問わないことを確認しているものとする。
- (5) 落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない。

- (6) 落札者が契約を締結しないときは、当該入札に参加した予定価格(最低売却価格)以上で有効な入札を行った次順位者と随意契約をすることができる。この場合において、当該契約の締結は、落札金額(落札者が入札した金額)にて行うものとし、かつ、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更してはならない。

## 21 契約の解除

契約者(落札者)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。
- (3) 前2号に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき。

## 22 所有権の移転

所有権移転の時期は、契約代金が完納したときに移転する。

## 23 物品引渡し

物品引渡しの期限及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 期限 令和4年11月18日(金)
- (2) 場所 習志野市役所(習志野市鷺沼2丁目1番1号)

物品引き渡しに際し、下記の事項に留意すること。

- (1) 契約者(落札者)は、前項第1号に定める引渡し期限までに、名義変更手続き(所有権移転登録と同時に一時抹消登録)を完了しなくてはならない。
- (2) 名義変更手続き完了後は、速やかに所轄運輸支局等から交付される登録識別情報等通知書の写しを提出すること。
- (3) 名義変更手続き及び車両の運送等にかかる費用は、契約者(落札者)の負担とする。
- (4) 契約者(落札者)への引渡し方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。

## 24 公租公課等

物品引渡し後の公租公課等は、契約者(落札者)の負担とする。

## 25 その他

- (1) 車両のデザイン・文字は、車両の引渡し後、12月9日(金)までに落札者が塗りつぶし等により、判読できないように抹消し、抹消したことが確認できる車両の写真を社会福祉課に提出すること。



- (2) 車両引渡し時に受領書を提出すること。
- (3) 提出された資格確認資料等は返却しない。
- (4) 落札決定後、市ホームページにてすべての入札者名および入札価格を公表する。  
※個人の場合は「個人」とする。
- (5) 入札に要した費用は入札参加者の負担とし、市は一切負担しない。
- (6) この要領に定めのない事項については、習志野市財務規則によるものとする。

## 26 問合せ先

〒275-8601

習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市 健康福祉部 社会福祉課 葬祭霊園係 担当：海東、竹内

電話：047-453-7375

FAX：047-454-2030

電子メールアドレス：syafuku@city.narashino.lg.jp

## 習志野市公用車売却個別仕様書

入札最低売却価格	100,000円
自動車登録番号	習志野800あ1073
登録年月日	平成13年9月17日
初年度登録年月	平成13年9月
自動車の種別	普通
用途	特種
自家用・事業用の別	事業用
車体の形状	霊柩車
車名	ニッサン
型式	KK-BCW41改
乗車定員	16人
車両重量	3,630kg
車両総重量	4,510kg
車台番号	BCW41010002
原動機の形式	TD42
長さ	627cm
幅	206cm
高さ	262cm
総排気量	4.16L
燃料の種類	軽油
前前軸重	1,890kg
後後軸重	1,740kg
自動車検査証有効期限	令和2年9月20日
走行距離※	50,873km
MT・ATの別	AT
クーラー	あり
改造部	棺の格納方法：車両後方より格納
リサイクル料金	済(21,720円)
特記事項	現状、スタッドレスタイヤ装着。ノーマルタイヤ6本が付属。 バッテリーが劣化しており、エンジンがかからない状態です。 令和2年6月の点検時には、エンジンが始動することを確認しています。

※移動等行うことがあるので、走行距離は増加することがあります。





### 提出書類一覧表

種別	番号	提出書類	摘要	
個人	1	公用車売却一般競争入札参加申込書兼誓約書	原本	
	2	納税証明書（都道府県民税及び市区町村民税）	原本	前年度分（令和3年度分）
	3	住民票の写し	原本	世帯全員記載のもの
	4	印鑑証明書	原本	
法人	1	公用車売却一般競争入札参加申込書兼誓約書	原本	
	2	納税証明書	原本	最新の事業年度分 法人の所在地のもの
	3	履歴事項全部証明書	原本	
	4	印鑑証明書	原本	法人のもの

#### 注意事項

- ・申請書類一式は、契約、非契約に関わらず返却しない。
- ・住民票や証明書等の添付書類は、申請書提出時点で発行から3カ月以内のものに限る。

## 郵便による入札書の提出について

入札書の作成・郵送方法については、必ず下記のとおりとすること。

1. 入札書は、「習志野市公用車（霊柩車）一般競争入札売払実施要領」にて指定した方法で作成すること。
2. 入札書は、必ず書留・簡易書留のいずれかの方法で郵送すること。  
また、必ず、「習志野郵便局留」と明記すること。  
この場合、封筒は、以下の記載例（表・裏）どおりに作成すること。  
なお、下記の郵便番号を正確に記載した場合、習志野市役所の所在地である「習志野市鷺沼2丁目1番1号」の記載を省略することができる。  
封筒は糊付けをするなど、封緘して郵送すること。

（表）

〒275-8601 「習志野郵便局留」 習志野市役所 健康福祉部 社会福祉課 葬祭霊園係 行 「公用車一般競争入札 入札書在中」
---

（裏）

物件名 日産 霊柩車
差出人 住所又は所在地 氏名又は商号・名称

※縦書き、横書きは問わない。

# 公用車売却一般競争入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 宛て

下記公用車の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申込みます。

また、次の事項について誓約するとともに、入札者（個人の場合は落札者のみ）及び入札価格を公表することに同意します。

- ・実施要領、公告に記載する入札参加者の資格を満たしています。  
また、暴力団等の該当の有無について、習志野警察署へ照会することに承諾し、市が照会をかけるにあたり、「氏名（ふりがな）、生年月日、性別及び住所」を提供します。
- ・入札等に当たり、関係法令及び習志野市規定条項等を順守します。
- ・連合等により入札の公正を害するような行為はしません。
- ・開札終了後連合等の疑いが生じたときは、習志野市のとる措置に従い、異議申し立てをしません。
- ・開札の進め方や入札の無効の取扱いについても、異議申し立てをしません。

## 1 申込者

住所	
ふりがな 氏名	実印
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
担当部署・担当者氏名	

※法人の場合は所在地、法人名および代表者職氏名をご記入ください。

## 2 入札物件名： 日産 霊柩車

### ※添付書類

【個人】 住民票、印鑑証明書、納税証明書、

【法人】 履歴事項全部証明書、印鑑証明書、納税証明書

添付書類は参加申込書提出時点で発行から3カ月以内のものとしてください。

同意書

令和 年 月 日

習志野市長 宮本泰介様

住所

氏名 印

入札申込者との関係 \_\_\_\_\_

下記の者が入札に参加し、落札の際は売買契約を締結することに、

\_\_\_\_\_として同意します。

記

(入札申込人) 住所

氏名 実印



## 質 問 書

習志野市長 宮本 泰介 宛て

提出日 令和 年 月 日

提出者 (入札参加者)	住所	
	氏名	
	この質問の担当者	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メールアドレス	

※法人の場合は、所在地、法人名および代表者職氏名を記入してください。

日産 霊柩車	
質問番号	質問内容

### 【送付先等】

担当：社会福祉課 海東、竹内

電子メールアドレス：syafuku@city.narashino.lg.jp

FAX 番号：047-454-2030

電話番号：047-453-7375

### 【留意事項】

・ 質問書の提出は電子メール（電子メールアドレスがない場合はFAX）とする。

※電子メール、FAXいずれの提出についても、送信後、必ず社会福祉課まで電話確認を  
すること。

※質問の項目ごとに質問番号を付すこと。

### 【電子メールで提出する際の注意事項】

・メールの件名は「日産 霊柩車に関する質問書」とすること。

・押印は不要。

・質問内容欄の表形式は適宜変更（文字フォント、行挿入、高さ変更等）して構わない。

・ウイルス対策には万全を期すよう心がけること。

# 入札書 (公用車売却一般競争入札)

習志野市長 宮本 泰介 宛て

貴市規定条項を承認の上、下記のとおり入札します。

入札物件名等 : 日産 霊柩車

	千万	百万	十万	万	千	百	拾	円
入札金額								

※入札金額は、「アラビア数字」で記載してください。

※入札金額の額に「¥」を付けてください。

※入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入してください。

開札日 令和4年10月24日(月)

入札者

住所	
氏名	実印

※使用する印鑑は、入札参加申請書兼誓約書に押印したものとしてください。

※法人の場合は、所在地、法人名および代表者職氏名をご記入ください。

令和 年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 宛て

## 辞 退 届

令和 年 月 日に「公用車売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」を提出しましたが、このたび、下記の理由により辞退いたします。

### 記

#### 1. 申込者

住所	
氏名	実印
電話番号	

※法人の場合は所在地、法人名および代表者職氏名をご記入ください。

#### 2. 入札参加物件

入札物件名
日産 霊枢車

#### 3. 辞退理由

--

# 委 任 状

令和 年 月 日

習志野市長 宮 本 泰 介 宛て

(申込人) 住 所

氏 名

実印

今般、 を代理人と定め、公用  
車売却一般競争入札について、下記の権限を委任します。

なお、委任解約をした場合には、連署のうえ届け出ます。

## 記

- 1 入札書提出の件
- 2 その他上記委任事項に関する一切の件

代理人

Ⓜ

## 公用車売買契約書(案)

売渡人 習志野市(以下「売主」という。)と 買受人 (以下「買主」という。)とは、次の条項により公用車の売買契約を締結する。

(物件の表示)

第1条 売買物件は、次のとおりとする。

車名	日産
車種	霊柩車
車台番号	BCW41010002
登録番号	習志野800あ1073

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、これを免除する。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 (入札金額+消費税・地方消費税の額) 円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)とする。

(代金の支払)

第4条 買主は、売主の発行する納入通知書により、令和4年11月11日までに、売買代金全額を売主に納付しなければならない。

(所有権の移転)

第5条 売買物件の所有権は、買主が売買代金の支払いを完了した時、買主に移転する。

(所有権移転手続等)

第6条 所有権移転に関する手続きは、買主が行うものとし、移転に要する一切の費用は買主の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 売買物件は現状渡しとし、前条に定める手続きが完了した後、引き渡すものとする。  
2 売買物件の管理責任は引渡しと同時に売主から買主に移転し、買主は、その責任と負担において売買物件の管理、輸送、保管等を行うものとする。

(危険負担)

第8条 買主は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、売主の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売主に対して売買代金の減免を請求することができない。

(瑕疵担保)

第9条 買主は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(権利の譲渡及び所有権以外の権利設定の制限)

第10条 買主は、第6条による手続きが完了するまでの間は、権利義務を第三者に譲渡することができない。

2 買主は、第6条による手続きが完了するまでの間は、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定することができない。

(禁止用途)

第11条 買主は、売買物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員若しくはそれらの者から委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用してはならない。

2 買主は、売買物件について第三者に所有権を移転し、又は権利を設定する場(抵当権を除く。)には、前項及び第12条に定める義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

(実地調査等)

第12条 売主は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は買主に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、買主は調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 買主は、第11条第1項及び第2項に定める義務に違反したときは、金[売買代金の3割の金額(円未満切り捨て)]円を違約金として売主に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定とは解釈しない。

(契約解除)

第14条 売主は、買主が本契約に定める条項に違反したときは、本契約を解除することが

できる。

(損害賠償)

第15条 前条の規定により本契約を解除した場合において、売主に損害があるときは、売主は買主に対しその賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

第16条 買主は、売主が第14条の規定により本契約を解除したときは、売主の指示する期日までに、買主の負担において売買物件を原状に回復して売主に返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、この限りではない。

2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指示する期日までに、売主の指示する売買物件の所有権移転手続きに必要な書類を売主に提出しなければならない。

(返還金)

第17条 売主が、第14条により本契約を解除した場合、売主と買主は、互いに有する金銭債権を対等額について相殺し、差額がある場合はその差額について返還又は請求する。

2 売主は、前項により買主に対する返還金があるときは、これに利息を付さない。

(費用等の請求権の放棄)

第18条 買主は、売主が第14条により本契約を解除した場合において、買主が本契約締結のために支出した費用及び売買物件に投じた必要費、有益費等の費用、並びに売買物件にかかる公租公課は、これを売主に請求しない。

(費用負担)

第19条 本契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第20条 買主は、売買物件の法令等の規制を熟知のうえ、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するにあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

(信義誠実の義務及び疑義の決定)

第22条 売主買主両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義のあるときは、売主買主協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売主買主記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年 月 日

売主 習志野市鷺沼2丁目1番1号  
習志野市  
市長 宮 本 泰 介

買主